

地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化 に向けた支援策についての建議(ポイント)

2012年7月24日
消費者委員会

趣旨

「地方消費者行政活性化基金」終了後における地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化を実現するために必要となる国からの支援策の在り方について、内閣府特命担当大臣(消費者)、総務大臣等関係各大臣に対して改めて建議を行う。

主な建議事項

- 地方に対する新たな支援策を策定する前提として、国によるこれまでの支援策について、より詳細な検証・評価を早急に行い、その結果を公表すること。
【建議事項(1)関係】
- 活性化基金で新設・増設した相談体制を維持するため、自主財源確保が困難な自治体が行う基礎的な取組を下支えするための財政支援を確実にを行い、当面の間継続すること。【建議事項(2)関係】
- 自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている業務に係る負担の実態を把握した上で、その業務の遂行に要する財源をより確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在り方について、国庫負担金や補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じること。
【建議事項(3)関係】
- 消費生活相談員の雇止めの抑止に向けて、一律に任用回数制限を設けることは適切でないことについて、自治体への周知を徹底すること。また、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること。
【建議事項(4)関係】
- 消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップを図るため、現場のニーズを踏まえた多様な研修機会・プログラムを提供すること。また、研修を補完するための一方策として、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例集」等を体系的に整備・更新し、自治体に提供すること。【建議事項(8)、(9)関係】
- 消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者教育・啓発に係る自治体の取組に対する支援を強化すること。【建議事項(10)関係】

今後の課題: 中長期ビジョンの策定

地方消費者行政の目的や位置づけを明らかにし、自治体における消費者行政への取組を後押しするため、地域主権改革の趣旨をも踏まえつつ、地方消費者行政が中長期的に目指すべき姿を明らかにすること。